

広島県特定（産業別）最低賃金の適用を受ける業種（日本標準産業分類）

製鉄業、鋼材、鋳鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業

適用する使用者

広島県の区域内で高炉による製鉄業、製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）、鋳鉄鋳物製造業（鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く）、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が高炉による製鉄業、製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）、鋳鉄鋳物製造業（鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く）、可鍛鋳鉄製造業又はその他の鉄鋼業に分類されるものに限る。）を営む使用者

日本標準産業分類（令和6年4月改定）より

（青字及び赤字は事務局にて加筆）

E22 鉄鋼業のうち

E220 管理、補助的経済活動を行う事業所

（221 製鉄業（県最賃適用業種を除く）、223 製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）、225 鉄素型材製造業（県最賃適用業種を除く）、229 その他の鉄鋼業に限る）

E2200 主として管理事務を行う本社等

E2209 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所

E221 製鉄業

E2211 高炉による製鉄業

E2212 高炉によらない製鉄業（県最賃適用）

E2213 フェロアロイ製造業（県最賃適用）

E223 製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）

E2231 熱間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）

E2232 冷間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）

E2233 冷間ロール成型形鋼製造業

E2234 鋼管製造業

E2235 伸鉄業

E2236 磨棒鋼製造業

E2237 引抜鋼管製造業

E2238 伸線業

E2239 その他の製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）

E225 鉄素型材製造業

E2251 鋳鉄鋳物製造業（鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く）

E2252 可鍛鋳鉄製造業

E2253 鋳鋼製造業（県最賃適用）

E2254 鍛工品製造業（県最賃適用）

E2255 鍛鋼製造業（県最賃適用）

E229 その他の鉄鋼業

E2291 鉄鋼シャースリット業

E2292 鉄スクラップ加工処理業

E2293 鑄鉄管製造業

E2299 他に分類されない鉄鋼業

L7282 純粋持株会社

(221 製鉄業 (県最賃適用業種を除く)、223 製鋼を行わない鋼材製造業 (表面処理鋼材を除く)、225 鉄素形材製造業 (県最賃適用業種を除く)、229 その他の鉄鋼業に限る)

適用除外労働者

- 1 18歳未満又は65歳以上の者
- 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- 3 清掃又は片付けの業務に主として従事する者